北九州市監査公表第16号 令和4年7月29日

 北九州市監査委員
 小
 林
 一
 彦

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 森
 本
 由
 美

 同
 渡
 辺
 均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市(以下「市」という。)が財政援助をしている 産業経済局所管団体のうち、次の2団体を抽出し、令和2年度及び令和3 年度(令和3年4月から同年10月末日まで)に交付した補助金等に係る 出納その他の事務の執行を対象とした。

(令和	3	年	1	0	月	3	1	日瑪	包在、	単位	•	千円)

補助金等 交付団体名称	補助金等名称	2 年度 交 付 額	3 年度 交 付 額	所管課
北九州市国内観 光客等誘致促進 協議会	北九州市国内観光客等誘致促進協議会負担金	529,080	252, 602	観光課
北九州市にぎわいづくり懇話会	情報誌「雲のうえ」 都市イメージアップ 事業補助金	8,722	10,510	M I C E 推進課

^{※3}年度交付額は、令和3年10月31日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている産業経済局所管の指定管理者のうち、次の3団体を抽出し、令和2年度及び令和3年度(令和3年4月から同年10月末日まで)の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
f a b b i t 共 同事業体	北九州テレワークセンター	平成 30 年 4 月 1 日~ 令和 5 年 3 月 31 日	スタート アップ 推進課
	北九州市小倉城(「しろテラス」を 含む) 小倉城庭園	平成 31 年 4 月 1 日~ 令和 4 年 3 月 31 日	観光課
株式会社ビー・スイン・オース・アクティー・スト ・アクティーを 本	北ミ北船北井北ト北ト北ト北京地川一州州楽州観州展州駐州館門の大田田門の大田田門の大田田門の大田田門の大田田門の大田田門の大田田門の大田	平成 30 年 4 月 1 日~ 令和 5 年 3 月 31 日	門司港レトロ課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されている か等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか 等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。